

JIS

環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の 一般原則及び要求事項

JIS Q 14065 : 2025
(ISO 14065 : 2020)

令和 7 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	水 流 聡 子	東京大学
(委員)	大 内 静 香	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大 野 昌 仁	一般社団法人日本建設業連合会
	加 藤 美穂子	電気事業連合会
	河 嶋 信 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	高 澤 哲 也	国立研究開発法人国立環境研究所
	嶽 北 慎 子	一般財団法人日本規格協会
	戸 谷 圭 子	サービス学会 (明治大学)
	西 村 みどり	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (ペリージャソンソン ホール ディング株式会社)
	原 辰 徳	東京大学
	牧 野 睦 子	公益財団法人日本適合性認定協会
	水 上 克 美	一般社団法人全国家事代行サービス協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.3.22 改正：令和 7.3.21

官 報 掲 載 日：令和 7.3.21

原案作成協力者：一般社団法人産業環境管理協会

(〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング TEL 03-3528-8154)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム・サービス規格専門委員会 (委員長 水流 聡子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 原則	10
4.1 一般	10
4.2 妥当性確認及び／又は検証プロセスに対する原則	10
4.3 妥当性確認機関及び／又は検証機関に対する原則	10
4.4 保守性	10
4.5 職業人としての懐疑心	10
5 一般要求事項	11
5.1 法人	11
5.2 妥当性確認及び／又は検証の声明書に対する責任	11
5.3 公平性のマネジメント	11
5.4 債務	11
6 組織構造に関する要求事項	11
6.1 組織構造及びトップマネジメント	11
6.2 運営管理	11
7 資源に関する要求事項	11
7.1 一般	11
7.2 要員	11
7.3 要員の力量に対するマネジメントプロセス	12
7.4 外部委託	13
8 妥当性確認及び／又は検証プログラム	13
9 プロセス要求事項	13
9.1 一般	13
9.2 事前準備	13
9.3 準備	13
9.4 計画	14
9.5 妥当性確認及び／又は検証の実行	15
9.6 レビュー	15
9.7 妥当性確認及び／又は検証の声明書に関する決定及び発行	16
9.8 妥当性確認の声明書及び／又は検証の声明書の発行後に発見された事実への対応	17
9.9 異議申立ての処理	17
9.10 苦情の処理	17

9.11 記録	17
10 情報に関する要求事項	17
10.1 公開情報	17
10.2 提供するその他の情報	18
10.3 妥当性確認及び／又は検証の引用及びマークの使用	18
10.4 機密保持	18
11 マネジメントシステム要求事項	18
11.1 一般	18
11.2 マネジメントレビュー	18
11.3 内部監査	19
11.4 是正処置	19
11.5 リスク及び機会に対処する取組み	19
11.6 文書化した情報	19
附属書 A (参考) 意見の種類	20
附属書 B (参考) 妥当性確認及び／又は検証された声明書への言及及びマークの使用	21
附属書 C (参考) 事実に基づく所見の報告書の例	23
附属書 D (規定) グリーンボンドの妥当性確認, 検証及び合意された手続 (AUP) に 適用される追加要求事項	28
附属書 E (規定) 温室効果ガスの妥当性確認, 検証及び合意された手続 (AUP) に 適用される追加要求事項	29
附属書 F (規定) 気候変動に関連する投資及び資金調達活動の報告に関連する, 妥当性確認, 検証及び合意された手続 (AUP) に適用される追加要求事項	32
解 説	34

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 14065:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の 一般原則及び要求事項

General principles and requirements for bodies validating and verifying environmental information

序文

この規格は、2020年に第3版として発行されたISO 14065を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

環境情報が個人及び組織の意思決定のために利用されることが急速に増えてきている。環境情報は、様々な形式で表示される。その形式には、例えば次のようなものがあるが、これが全てではない。

- 温室効果ガス声明書
- 環境フットプリント（例：カーボン及びウォーター）
- 環境パフォーマンス
- 環境製品宣言を含む環境ラベル主張
- サステナビリティ報告の一部としての環境情報
- 環境資源の評価に関連する算定
- “グリーンボンド”，“気候変動ファイナンス”，及びその他の金融商品に関する環境情報

環境情報の利用者が知りたいのは、環境情報が正確で信頼できるかどうかである。環境情報の利用者は、過去の情報を記載する声明書への保証及び予測された情報が合理的な前提及び方法に基づいたものであることの妥当性確認を求めている。この規格では、これらのニーズを満たした、妥当性確認機関及び検証機関に関する原則を特定し、要求事項を定めている。

この規格で規定する妥当性確認機関及び／又は検証機関に対する要求事項には、次の事項が含まれている。

- 一般要求事項（**箇条 5** 参照。法人、公平性、債務及び契約事項を含む。）
- 組織構造に関する要求事項（**箇条 6** 参照。組織構造及び運営管理を含む。）
- 資源に関する要求事項（**箇条 7** 参照。要員及び力量のマネジメントを含む。）
- プログラムに関する要求事項（**箇条 8** 参照）
- プロセスに関する要求事項（**箇条 9** 参照。事前準備、準備、実行、レビュー、意見の提示及び記録のマネジメントを含む。）
- 情報に関する要求事項（**箇条 10** 参照。コミュニケーション及び機密保持を含む。）
- マネジメントシステムに関する要求事項（**箇条 11** 参照。機関の内部マネジメントシステム、内部監